

バス・タクシー・トラック事業者に対する監査方針・行政処分等の基準に係る通達を下記のとおり改正

監査方針

平成25年
10月1日施行

- (1) 悪質な事業者に対する集中的な監査実施
 - ・ 監査端緒の充実を図りつつ、違反歴等の当該事業者に関する情報等を適切に把握し、**重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者に対して優先的に監査を実施**
 - ・ このため、各種通報、法令違反歴等を基に優先的に監査を実施する事業者及び**継続的に監視していく事業者のリストを整備**
- (2) 街頭監査を新設
 - ・ バス分野を念頭に**街頭監査を新設**
 - ・ 利用者等からの情報や多客期等をとらえ、バスの発着場などにおいて、交替運転者の配置、運転者の飲酒、過労等の**運行実態を点検**

行政処分等の基準

平成25年
11月1日施行

- ・ 悪質・重大な法令違反の**処分を厳格化→事業停止（30日間）**
 - ※処分厳格化により新たに追加された事業停止（30日間）については、平成26年1月1日から適用
 - ・ 運行管理者の未選任（現行：40日車）
 - ・ 整備管理者の未選任（現行：40日車）
 - ・ 全運転者に対して点呼未実施（現行：点呼未実施率50%以上、40日車）
 - ・ 監査拒否、虚偽の陳述（現行：60日車）
 - ・ 名義貸し、事業の貸渡し（現行：60日車×違反車両数）
 - ・ 乗務時間の基準に著しく違反（現行：120日車）
 - ・ 全ての車両の定期点検整備が未実施（現行：20日車×違反車両数）
- ・ 事業停止後も引き続き法令違反の改善なし→**許可取消**
- ・ その他、記録類の改ざん、交替運転者の配置違反、日雇い運転者の選任等→**処分量定の引き上げ**
- ・ **軽微な法令違反の対象を拡大→文書警告**
記録の記載不備については、違反件数の多寡によらず文書警告（行政指導）
- ・ **運行管理者資格者証返納命令の厳格化**
返納命令の適用事項を見直し、運行管理者の名義貸しの禁止を明示等